



改 正 案

現

行

<p>改</p>	<p>正</p>	<p>案</p>
<p>（定義）                  第二条（略）                  2 この法律において「共済契約」とは、中小企業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその中小企業者の取引の相手方たる事業者につき次の各号のいずれかに該当する事態（以下「倒産」という。）が生ずることに関し、この法律の定めるところにより共済金を貸し付けることを約する契約をいう。                  一・二（略）                  三 前二号に掲げるもののほか、過大な債務を負っていることにより事業の継続が困難となつているため債務の減免又は期限の猶予を受けることを目的とするものと認められる手続であつて、その開始日を特定することができるものとして経済産業省令で定めるものがとれること。</p>	<p>（定義）                  第二条（略）                  2 この法律において「共済契約」とは、中小企業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその中小企業者の取引の相手方たる事業者につき次の各号のいずれかに該当する事態（以下「倒産」という。）が生ずることに関し、この法律の定めるところにより共済金を貸し付けることを約する契約をいう。                  一・二（略）                  （新設）</p>	
<p>3                  （略）</p>	<p>3                  （略）                  （新設）</p>	
<p>4 この法律において「早期償還手当金」とは、機構が、貸付けを受けた共済金の償還を完了すべき期限前にこれを完了し、かつ、当該共済金の全額をその償還期日までに償還した共済契約者に対し、第十条第六項の規定により支給する手当金をいう。</p>	<p>（新設）</p>	
<p>5 この法律において「一時貸付金」とは、機構が、臨時に事業資金を必要とする共済契約者に対し、第十条の二第一項の規定により貸し付ける資金をいう。</p>	<p>（新設）</p>	
<p>6 この法律において「解約手当金」とは、機構が、共済契約を解除し</p>	<p>（新設）</p>	

た者に対し、第十一条第一項の規定により支給する手当金をいう。

7 この法律において「完済手当金」とは、機構が、貸付けを受けた共済金の全額をその償還期日までに償還した共済契約者に対し、第十一条の二第一項の規定により支給する手当金をいう。

(契約の締結)

第三条 (略)

2 (略)

3 機構は、次に掲げる場合を除いては、共済契約の締結を拒んではならない。

一 (略)

二 共済契約の申込者が偽りその他不正の行為によつて共済金若しくは一時貸付金の貸付け又は早期償還手当金、解約手当金若しくは完済手当金の支給を受け、又は受けようとした日から一年を経過しない者であるとき。

三 (略)

第四条 (略)

2 掛金月額は、五千円以上であつて五千円に整数を乗じて得た額とする。ただし、第九条第二項ただし書の政令で定める額の十分の一に相当する額(以下「掛金納付制限額」という。)の四十分の一に相当する額を超えてはならない。

(契約の申込み)

第五条 共済契約の申込みは、掛金月額を明らかにしてしなければならない。

(削る)

(新設)

(契約の締結)

第三条 (略)

2 (略)

3 機構は、次の各号に掲げる場合を除いては、共済契約の締結を拒んではならない。

一 (略)

二 共済契約の申込者が偽りその他不正の行為によつて共済金若しくは一時貸付金の貸付け又は解約手当金若しくは完済手当金の支給を受け、又は受けようとした日から一年を経過しない者であるとき。

三 (略)

第四条 (略)

2 掛金月額は、五千円以上八万円以下で五千円に整数を乗じて得た額とする。

(契約の申込み)

第五条 共済契約の申込みは、掛金月額を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えてしなければならない。

2 申込金は、共済契約が効力を生じた日の属する月の掛金に充当する

(削る)

(契約の解除)

第七条 (略)

2 機構は、次に掲げる場合には、共済契約を解除しなければならない。

一 (略)

二 共済契約者が偽りその他不正の行為によつて共済金若しくは一時貸付金の貸付け又は早期償還手当金、解約手当金若しくは完済手当金の支給を受け、又は受けようとしたとき。

3 5 (略)

(共済金の貸付け)

第九条 (略)

2 前項の共済金の貸付額は、貸付けの請求があつた日における納付された掛金の合計額から次に掲げる額の合計額を控除した額の十倍に相当する額と倒産に係る取引の相手方たる事業者に対する売掛金債権その他の経済産業省令で定める債権(以下「売掛金債権等」という。)のうち回収が困難となつたものの額(共済契約者とその取引の相手方たる事業者との取引関係が経済産業省令で定める要件に該当する場合にあつては、その額と共済契約者の取引関係の変化による影響を緩和するため緊急に必要な資金の額として経済産業省令で定めるところにより算定した額との合計額。以下同じ。)とのいずれか少ない額の範囲において、共済契約者が請求した額とする。ただし、当該貸付額と請求の日において既に貸付けを受け、又は受けることとなつた共済

3 機構は、共済契約の締結を拒んだときは、遅滞なく、申込金を返還しなければならない。

(契約の解除)

第七条 (略)

2 機構は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除しなければならない。

一 (略)

二 共済契約者が偽りその他不正の行為によつて共済金若しくは一時貸付金の貸付け又は解約手当金若しくは完済手当金の支給を受け、又は受けようとしたとき。

3 5 (略)

(共済金の貸付け)

第九条 (略)

2 前項の共済金の貸付額は、貸付けの請求があつた日における納付された掛金の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した額の十倍に相当する額と倒産に係る取引の相手方たる事業者に対する売掛金債権その他の経済産業省令で定める債権(以下「売掛金債権等」という。)のうち回収が困難となつたものの額(共済契約者とその取引の相手方たる事業者との取引関係が経済産業省令で定める要件に該当する場合にあつては、その額と共済契約者の取引関係の変化による影響を緩和するため緊急に必要な資金の額として経済産業省令で定めるところにより算定した額との合計額。以下同じ。)とのいずれか少ない額の範囲において、共済契約者が請求した額とする。ただし、当該貸付額と請求の日において既に貸付けを受け、又は受けることとなつ

金の額から既に償還した共済金の額を控除した額との合計額が政令で定める額を超えてはならない。

一・二 (略)

三 倒産の発生の日の前日の六月前の日から貸付けの請求があつた日までの間に掛金月額の増加の効力が生じた共済契約に係る貸付けにあつては、納付された掛金のうち当該増加分に相当する掛金の合計額

四 (略)

3 前項ただし書の政令で定める額は、取引先企業の倒産の影響を受けて倒産する等の事態をその貸付けを受けることにより中小企業者の大部分が避けることができるの見込まれる資金の額等を勘案して定めるものとする。

4 (略)

5 機構が共済契約者に共済金の貸付けをすべき場合において、償還を受けるべき一時貸付金又は納付を受けるべき利子若しくは第十条の二第五項の違約金があるときは、機構は、当該共済金の貸付額から次に掲げる額の合計額を控除することができる。

一・二 (略)

(共済金の貸付けの条件等)

第十条 共済金は、無利子とし、その償還期間は、その貸付額に応じて、十年(据置期間を含む。)を超えない範囲内において政令で定める期間とする。

2 5 (略)

6 共済契約者が共済金の貸付けを受けた時にその償還を完了すべきものとされた期限(第四項の規定により償還期日が繰り下げられたことにより当該期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限)

た共済金の額から既に償還した共済金の額を控除した額との合計額が三千二百万円を超えてはならない。

一・二 (略)

三 倒産の発生の日前六月以内に掛金月額の増加の効力が生じた共済契約に係る貸付けにあつては、納付された掛金のうち当該増加分に相当する掛金の合計額

四 (略)

(新設)

3 (略)

4 機構が共済契約者に共済金の貸付けをすべき場合において、償還を受けるべき一時貸付金又は納付を受けるべき利子若しくは第十条の二第五項の違約金があるときは、機構は、当該共済金の貸付額から次の各号に掲げる額の合計額を控除することができる。

一・二 (略)

(共済金の貸付けの条件等)

第十条 共済金は、無利子とし、その償還期間は、五年(据置期間を含む。)を超えない範囲内において政令で定める期間とする。

2 5 (略)

(新設)

前にこれを完了した場合において、当該共済金の全額をその償還期日までに償還したときは、機構は、経済産業省令で定めるところにより、共済契約者に経済産業省令で定める額の早期償還手当金を支給することができる。

7 機構が共済契約者に早期償還手当金を支給すべき場合において、償還を受けるべき共済金若しくは一時貸付金であつて償還期日を過ぎたもの、納付を受けるべき利子であつて納付期日を過ぎたもの、第三項若しくは次条第五項の規定により納付を受けるべき違約金又は第十三条の規定により返還を受けるべき共済金、一時貸付金、早期償還手当金、解約手当金若しくは完済手当金があるときは、機構は、当該早期償還手当金の額からこれらの額を控除することができる。

(解約手当金)

第十一条 (略)

2~4 (略)

5 機構が共済契約者に解約手当金を支給すべき場合において、償還を受けるべき共済金若しくは一時貸付金、納付を受けるべき利子若しくは第十条第三項若しくは前条第五項の違約金又は第十三条の規定により返還を受けるべき共済金、一時貸付金、早期償還手当金、解約手当金若しくは完済手当金があるときは、機構は、当該解約手当金の額からこれらの額を控除することができる。

(完済手当金)

第十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 機構が共済契約者に完済手当金を支給すべき場合において、償還を受けるべき共済金若しくは一時貸付金であつて償還期日を過ぎたもの

(新設)

(解約手当金)

第十一条 (略)

2~4 (略)

5 機構が共済契約者に解約手当金を支給すべき場合において、償還を受けるべき共済金若しくは一時貸付金、納付を受けるべき利子若しくは第十条第三項若しくは前条第五項の違約金又は第十三条の規定により返還を受けるべき共済金、一時貸付金、解約手当金若しくは完済手当金があるときは、機構は、当該解約手当金の額からこれらの額を控除することができる。

(完済手当金)

第十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 機構が共済契約者に完済手当金を支給すべき場合において、償還を受けるべき共済金若しくは一時貸付金であつて償還期日を過ぎたもの

、納付を受けるべき利子であつて納付期日を過ぎたもの、第十条第三項若しくは第十条の二第五項の規定により納付を受けるべき違約金又は第十三条の規定により返還を受けるべき共済金、一時貸付金、早期償還手当金、解約手当金若しくは完済手当金があるときは、機構は、当該完済手当金の額からこれらの額を控除することができる。

(承継)

第十二条 (略)

2 機構は、次に掲げる場合を除いては、前項の承諾を拒んではならない。

一 (略)

二 前項の規定によりその地位を承継されることとなる共済契約者につき償還すべき共済金若しくは一時貸付金、納付すべき利子若しくは第十条第三項若しくは第十条の二第五項の違約金又は次条の規定により返還すべき共済金、一時貸付金、早期償還手当金、解約手当金若しくは完済手当金がある場合において、当該承継人等がこれらの償還、納付又は返還の義務を引き受けないとき。

三 (略)

3 第一項の規定による承継をした共済契約者につき、掛金月額が掛金納付制限額の四十分の一に相当する額を超えるときは、その掛金月額は、掛金納付制限額の四十分の一に相当する額とする。

4 第一項の規定による承継をした共済契約者につき、第十一条第四項の規定の例により算定される掛金総額が掛金納付制限額を超えることとなるときは、その掛金総額は、掛金納付制限額となるものとし、機構は、その超えることとなる額をその者に返還する。

5・6 (略)

、納付を受けるべき利子であつて納付期日を過ぎたもの、第十条第三項若しくは第十条の二第五項の規定により納付を受けるべき違約金又は第十三条の規定により返還を受けるべき共済金、一時貸付金、解約手当金若しくは完済手当金があるときは、機構は、当該完済手当金の額からこれらの額を控除することができる。

(承継)

第十二条 (略)

2 機構は、次の各号に掲げる場合を除いては、前項の承諾を拒んではならない。

一 (略)

二 前項の規定によりその地位を承継されることとなる共済契約者につき償還すべき共済金若しくは一時貸付金、納付すべき利子若しくは第十条第三項若しくは第十条の二第五項の違約金又は次条の規定により返還すべき共済金、一時貸付金、解約手当金若しくは完済手当金がある場合において、当該承継人等がこれらの償還、納付又は返還の義務を引き受けないとき。

三 (略)

3 第一項の規定による承継をした共済契約者につき、掛金月額が八万円を超えることとなるときは、その掛金月額は、八万円とする。

4 第一項の規定による承継をした共済契約者につき、第十一条第四項の規定の例により算定される掛金総額が三百二十万円を超えることとなるときは、その掛金総額は、三百二十万円となるものとし、機構は、その超えることとなる額をその者に返還する。

5・6 (略)

(共済金等の返還)

第十三条 偽りその他不正の行為によつて共済金若しくは一時貸付金の貸付け又は早期償還手当金、解約手当金若しくは完済手当金の支給を受けた者がある場合は、機構は、その者から当該共済金、一時貸付金、早期償還手当金、解約手当金又は完済手当金を返還させることができる。

(掛金の納付)

第十四条 共済契約者は、第三項から第六項までに規定する場合を除き、共済契約が効力を生じた日の属する月から共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、その月の末日(共済契約が解除された日の属する月にあつてはその解除の日)における掛金月額により、その月の末日(共済契約が効力を生じた日の属する月分及びその翌月分の掛金にあつては、共済契約が効力を生じた日の属する月の翌々月末日)までに掛金を納付しなければならない。

2 (略)

3 共済契約者は、掛金を納付することにより第十一条第四項の規定の例により算定される掛金総額が掛金納付制限額を超えることとなるときは、その超えることとなる額につき掛金を納付することができない。

4・5 (略)

6 共済契約者は、既に貸付けを受け、又は受けることとなつた共済金の額から既に償還した共済金の額を控除した額と第十一条第四項の規定の例により算定される掛金総額の十倍に相当する額との合計額が第九条第二項ただし書の政令で定める額に達している場合には、機構に申し出て、当該合計額が当該政令で定める額未滿となるまでの期間に限り、掛金を納付しないことができる。

(共済金等の返還)

第十三条 偽りその他不正の行為によつて共済金若しくは一時貸付金の貸付け又は解約手当金若しくは完済手当金の支給を受けた者がある場合は、機構は、その者から当該共済金、一時貸付金、解約手当金又は完済手当金を返還させることができる。

(掛金の納付)

第十四条 共済契約者は、第三項から第六項までに規定する場合を除き、共済契約が効力を生じた日の属する月から共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、その月の末日(共済契約が解除された日の属する月にあつてはその解除の日)における掛金月額により、その月の末日までに掛金を納付しなければならない。

2 (略)

3 共済契約者は、掛金を納付することにより第十一条第四項の規定の例により算定される掛金総額が三百二十万円を超えることとなるときは、その超えることとなる額につき掛金を納付することができない。

4・5 (略)

6 共済契約者は、既に貸付けを受け、又は受けることとなつた共済金の額から既に償還した共済金の額を控除した額と第十一条第四項の規定の例により算定される掛金総額の十倍に相当する額との合計額が三千二百万円に達している場合には、機構に申し出て、当該合計額が三千二百万円未滿となるまでの期間に限り、掛金を納付しないことができる。



<p>第十九条 解約手当金又は完済手当金の支給を受ける権利は五年間、掛金の納付を受ける権利は二年間行わないときは、時効によつて消滅する。</p> <p>(時効)</p> <p>第二十條 共済金の貸付け又は早期償還手当金、解約手当金若しくは完済手当金の支給の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により行われたものであるときは、送付に要した日数は、その期間に算入しない。</p> <p>(期間計算の特例)</p> <p>第二十二條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。</p> <p>第二十三條 (略)</p>	<p>第十九条 解約手当金又は完済手当金の支給を受ける権利は五年間、掛金の納付を受ける権利及び申込金の返還を受ける権利は二年間行わないときは、時効によつて消滅する。</p> <p>(時効)</p> <p>第二十條 共済金の貸付け、解約手当金若しくは完済手当金の支給又は申込金の返還の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により行われたものであるときは、送付に要した日数は、その期間に算入しない。</p> <p>(期間計算の特例)</p> <p>(新設)</p> <p>第二十二條 (略)</p>
--	--

改 正 案	現 行
<p>（業務の委託）</p> <p>第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 中小企業倒産防止共済事業に係る掛金の収納及び返還に関する業務</p> <p>八 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（業務の委託）</p> <p>第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 中小企業倒産防止共済事業に係る掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務</p> <p>八 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>